

山武市協働のまちづくり指針

「将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり」

を実現するために

(素案)

令和 年 月

山 武 市

目 次

はじめに	1
1 協働の定義	2
2 協働の必要性	2
3 協働の形態	2
4 まちづくりの補完性	5
5 協働に期待される効果	7
6 協働の原則	9
7 協働を推進するうえでの課題と方策	10
『用語解説』	14
用語の解説・意味が掲載されています。	



はじめに

近年、高度経済成長後の社会環境の変化や少子高齢化により市民・地域ニーズが多様化、複雑化する中、様々な地域課題が発生し、行政だけで対応することは難しくなってきています。

その一方、市民活動においては、地方分権やグローバル化*、デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症対応にともなうライフスタイルの変化、多様な働き方等、複雑化する社会情勢のなか、行政との関係も、要求型から、より良い社会を築くことを目的とした提案・実践型へと変化してきています。

また、NPO*、ボランティア*団体等が、その特性や専門性を活かし、各方面で市民活動に取り組むようになりつつあります。特に、平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、平成23年の東日本大震災、令和6年の能登半島地震等において、地域における助け合いの重要性が改めて見直されました。

本市においても、人口減少が進み、それに対応した持続可能な行政運営が求められています。特に、市民にとっての生活の場である地域コミュニティ*においては、区・自治会加入率の低下、個人の価値観やニーズの多様化等により、「個人でできることは個人で（自助）、地域でできることは地域で（共助）、それを市が支援し、補完する（公助）」という連携した地域課題の解決力や機能の低下が懸念されています。その上、従来の考え方や手法では解決できない新たな課題も増えてきています。市民が安心して住み続けられる環境を確保するとともに、市外の方が魅力を感じ、訪れ、住まう価値を創造していくことが必要です。

これらの課題を解決し、山武市総合計画の基本構想である「将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり」実現のキーワードは、「協働」です。これからは、地域における多様な世代や立場の人々、団体、企業による市民相互の協働や、市民と行政の協働により、未来発展志向の地域コミュニティを創造していくことが重要です。

そこで、この指針を定め、山武市としての「協働のまちづくり」のあり方や取り組み方等の共有化を図り、山武市総合計画の施策「協働と交流によるまちづくり」を推進します。

1 協働の定義

「協働」とは、「異なる組織や個人が、共通の目標に向かって連携、協力すること」と定義します。

2 協働の必要性

(1) 地域課題の解決

従来の行政手法だけでは対応しきれない課題に対し、市民、各種団体、NPO*、企業等が協力し、多様な視点や、それぞれの専門性、資源を持ち寄ることで、より効果的な成果が期待できます。

(2) まちづくり

市民が主体的に関わることで、地域への愛着を育み、住みやすい環境をつくります。また、福祉の増進や地域交流の活性化も期待できます。

(3) 持続可能な地域づくり

少子高齢化、人口減少による農産業の後継者不足、防災・防犯における人材不足、地域行事等の担い手不足が深刻化しています。人口が多かった時代の仕組みを、協働を通じて資源（ヒト・カネ・モノ・コト*）を出し合うことで、持続可能な仕組みに改良することができます。

(4) サービスの向上

自らのニーズを行政に反映させ、質の高いサービスが受けられます。

3 協働の形態

「協働と交流によるまちづくり」は、市民と行政が目的を共有し、相互に理解し合うことから始まります。行政が市民に肩代わりしてもらうという発想では協働とはいえません。

協働には、以下のような形態が考えられますが、どの形態においても、大前提となるのが、「情報提供・情報交換・情報共有」です。市民、市民活動団体*、企業、行政等が、当事者として議論に参加し、それぞれが持っている情報を出し合い、意見交換等を通して「合意形成*」を図ることが大切です。そのための「場」として、「プラットフォーム*」があります。最近では、施設のほかにオンラインツールも活用されています。また「ワークショップ*」や「円卓会議*」など、立場を超えた意見交換も有効です。

(1) 市民相互の協働

共通の地域課題を解決するために、市民と市民が、個々の能力やノウハウを生かしながら、連携、協力して取り組む形態です。単独で行うよりも、より効率的で効果のある事業が実施でき、地域への思いや、まちづくりの力が大きく広がっていきます。

(2) 市民の行政参画*

市民の生の声を聞くことにより、行政にとって市民ニーズへの的確な対応が可能になります。

- ア 市民が、行政の公共サービス・公共施設の維持管理・政策等の企画立案・事業の企画運営等に、自らの技術、経験、情報を生かして協力する。
例えば、審議会委員・検討委員等がある。
- イ 行政が抱える地域課題に対して、住民や企業、N P O*、行政等がワーキングショップ形式で意見を出し合い、解決策を検討する。
- ウ 市民活動団体*や住民組織等が、自ら地域の課題を見つけて解決策を提案し、行政と協働で事業を実施する（市民提案）。
- エ 行政がテーマや事業企画を公表し、それに対して市民活動団体が具体的な事業提案をし、選考された事業を行政と協働で実施する（行政提案）。

(3) 市民と行政の共催、後援*

市民と行政が主催者として共同*もしくは協力して事業を行う形態です。それぞれが持つ専門性やネットワークを生かすことができます。

行政が後援することによって活動に対する信用が増し、市民活動を活性化させる効果が期待されます。

(4) 実行委員会・協議会

市民と行政で新たな主催団体をつくり、事業を行う形態で、それぞれの専門性を生かすことができます。企画段階から十分に協議し、情報を共有するとともに、経費負担や役割分担を明確にしておく必要があります。

(5) 事業協力・協定

市民同士や市民と行政が、一定期間、協力して事業を実施する形態です。一般的には、事業の目的や役割分担、経費負担等を取り決めた協定を締結します。継続的に協力することで、協働意識の啓発や醸成につながります。

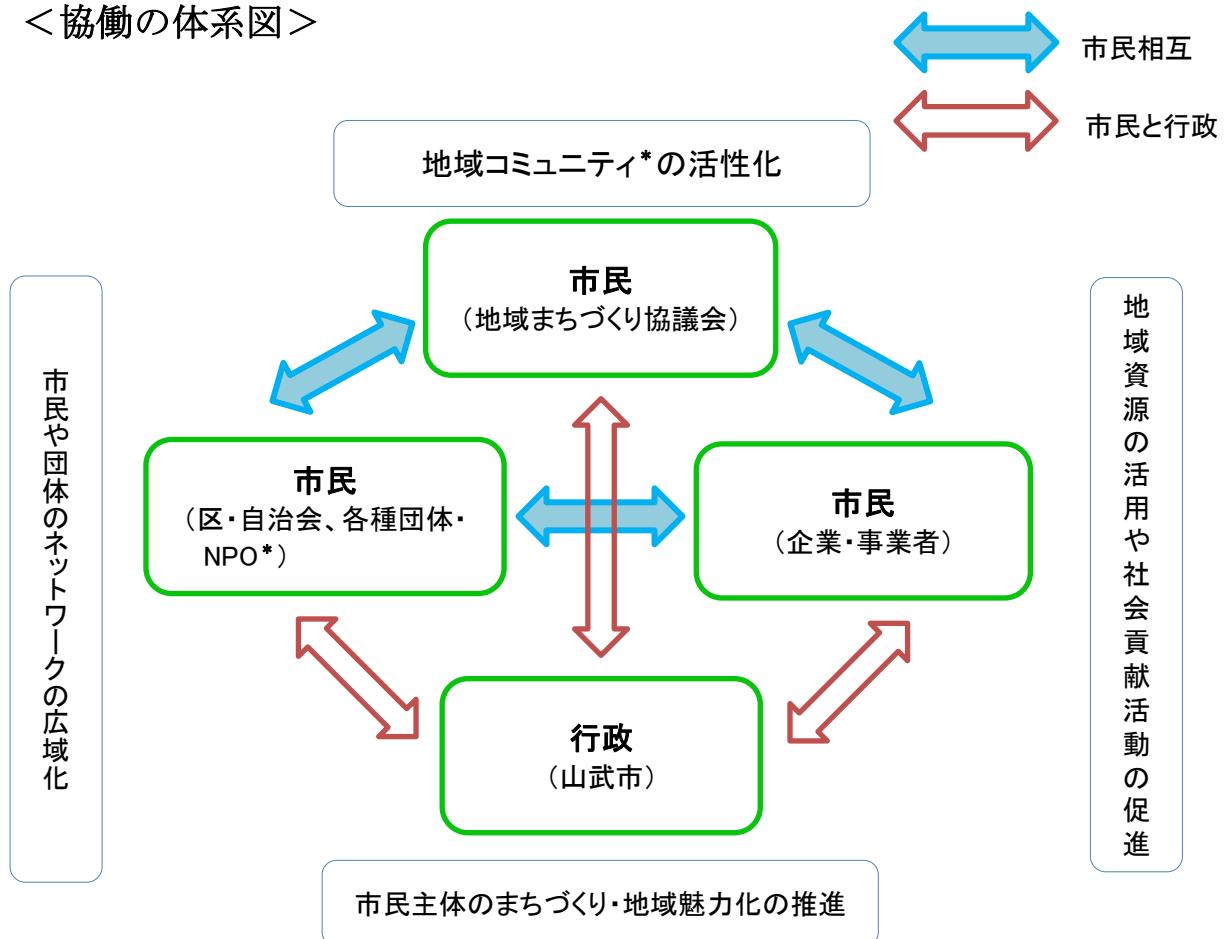
(6) 補助

財政面での課題を抱える市民活動に対して、共通の目的を実現するため、企業・行政が財政支援する形態です。補助する、補助を受けるという立場の違いから、対等性を失いやすいので注意が必要です。

(7) 委託

行政が市民活動団体*に対して、業務を委託する形態です。行政にはない市民活動団体の持つ専門性や先駆性、ネットワークが求められる事業に有効です。公共施設の管理運営について、指定管理者制度*を導入し、市民活動団体が公共サービスを提供する分野も増えています。

<協働の体系図>



4 まちづくりの補完性

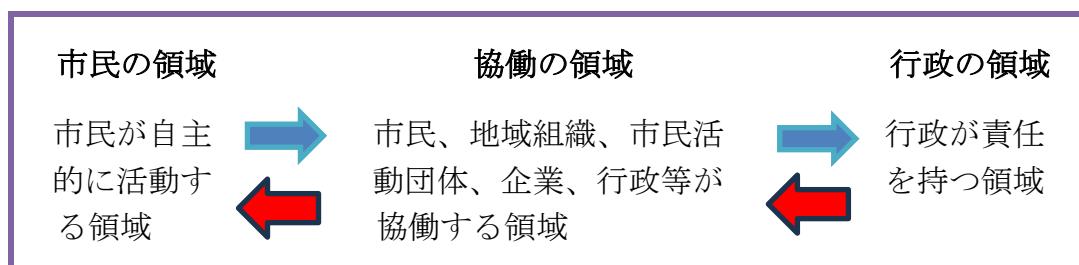
(1) 補完性の原理

補完性の原理とは、「個人や家庭で解決できることは自分たちで解決する（自助）、個人や家庭で解決できない場合は、地域で解決する（共助）、それでも解決できない問題に対して、初めて行政が問題解決に乗り出す（公助）」、つまり「物事をできる限り小さな単位で決定・実行し、その単位ではできない場合のみ、より大きな単位の団体が補って解決していく」という考え方です。

(2) 「協働と交流によるまちづくり」における補完性

協働のまちづくりとは、市民、地域組織、市民活動団体*、企業、行政等が、それぞれの役割と特性を理解し、尊重し補い合うことで、個々の能力を超えた大きな力を発揮し課題を解決していくことです。

なお領域は、急速な社会の変化・多種多様な住民ニーズ等に合わせて、常に流動的です。時には、柔軟に壁を越えての協働も検討することが重要です。



(3) 協働の主体と役割

ア 市民の役割

- ・ 新聞、広報紙、情報通信機器（市ホームページ）等を通じて、情報を収集することが大切です。
- ・ 一人一人が、自分たちの住んでいる地域に关心を持ち、地域の一員として地域の将来像や課題について考え、地域の活動に積極的に参加することが大切です。
- ・ 自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティア*等の社会貢献活動に生かすことが大切です。

イ 地域組織（区・自治会、地域まちづくり協議会等）の役割

- ・ 市民の一番身近な存在として、防災・防犯、福祉、環境等日常のあらゆる分野において、重要な役割を担います。
- ・ 市民が参加できる催しをできるだけ多く開催し、市民同士の交流を図ることが大切です。
- ・ 地域の課題を明らかにし、地域のことを一番よく知る組織として、話し合い連携、協力して、その解決に取り組むことが大切です。

ウ 市民活動団体*の役割

- ・ 行政では取り組みが難しいと思われる課題に対しても、柔軟に対応することができます。持っている専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することが大切です。
- ・ 自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供することが大切です。
- ・ 色々な催しに参加し、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが大切です。
- ・ 多様化、複雑化する市民ニーズに応えて、幅広いサービスを提供することが大切です。

エ 企業・事業者の役割

- ・ 企業・事業者も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。
- ・ ボランティア休暇の整備等従業員が、社会貢献活動に参加しやすい環境を整備することが大切です。
- ・ 地域組織や市民活動団体等の活動に対して、資金的支援や人的支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援することが大切です。

オ 行政の役割<各主体だけでは解決できない課題の解決>

- ・ 市民活動や、まちづくりに関する動向に注視し、市事業の情報提供及び市民との情報共有を図ることが大切です。
- ・ 財政・人的支援や窓口機能の充実、市民と行政のネットワーク構築等協働の環境を整備することが大切です。
- ・ 行政の公共サービス、公共施設の維持管理、政策等の企画立案、事業の企画運営等に、市民が積極的に関わることができる体制を整備することが大切です。

- ・ 各種講座や講演会等の学習の場を提供して、市民に専門的な知識を習得する場を提供し、協働の担い手を発掘し育てることが大切です。
- ・ 研修等を通じて行政職員の協働意識を醸成すると同時に、地域や市民活動への参加を促進することが大切です。
- ・ 各事業、広報紙、情報通信（市ホームページ）等を通じて、協働事例のPRや啓発活動が大切です。

5 協働に期待される効果

（1）立場を超えた課題共有

- ア 相互理解と協力の促進、確認作業の削減
- イ 新しい視点や解決策の発見

（2）市民団体の相互連携

- ア 課題解決能力の向上
N P O*やボランティア*団体等も巻き込み、多様な視点や専門知識を持ち寄ることで課題を解決します。
- イ 活動の活性化と効果の拡大
- ウ 組織運営能力の強化
- エ 役割分担による負担とコストの軽減

（3）地域コミュニティ*の再構築

- ア 地域の総合力向上
- イ 地域と行政の連携強化
行政が持つ情報と、地域の実情が共有されやすくなります。
- ウ 信頼関係に基づいたネットワークの構築
- エ 地域資源の活用の促進
地域資源である自然環境、地域経済、デジタル技術等を活用し、新たな価値を創造することで、「学び」「仕事」「暮らし」の創出が期待できます。
- オ 店舗運営、特産品の開発等を通じた地域の活性化

（4）公共的活動の多角的展開

- ア 多様な主体との協働
 - ・ 市民にとって、きめ細かで柔軟なサービスが受けられ選択肢が拡大されます。まちづくりへの关心や参画*意識が高まり、行政が身近なものになります。

- ・ 地域組織にとっては、住民自治*が充実し、住みやすいまちづくりにつながります。
- ・ 市民活動団体*、N P O*にとっては、団体相互の人材活用により組織が活性化し、理念、目的を効果的に実現できます。また、活動の範囲が広がり信頼性や社会的認知が得られ、参加者や賛同者が増加します。
- ・ 企業・事業者にとっては、地域との結びつきが強まり、より効果的な社会貢献活動ができます。イメージアップにもつながります。
- ・ 教育機関にとっては、学校だけでは解決が難しい課題を解決することができます。また、地域に愛着をもつ子どもの育成にもつながります。
- ・ 行政にとっては、多様化、複雑化する市民ニーズに、きめ細かく質の高いサービスが提供できます。新たな事業の実施や既存事業の見直しを行うことにより、行財政運営の経済性、有効性、効率化を図ることができます。また、協働することで職員の意識改革を図ることもできます。

イ 幅広い分野での展開

福祉、環境保全、地域活性化、まちづくり、文化・芸術、社会教育、防災、子育て支援等多岐にわたる分野での活動が可能です。

ウ 共創の推進

異なる立場や視点を持つ組織や個人が、協働を通じて対話しながら、新しい価値や魅力、アイデアを「共」に「創」り上げていくことが期待されます。共創は、協働を深化・進化させた段階と言えます。

(5) 資源循環のまちづくり

ア 資源回収、リサイクルの推進

- ・ 自治会や子ども会等が紙類、古布類、缶類等の集団回収を行うことで、ごみの減量と資源化が進みます。
- ・ ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を地域全体で実践することで、資源を大切にするまちづくりが実現できます。
- ・ インターネットを介して使わなくなったものを誰かに譲ったり、自分の得意なことを地域の人に教えたりすることで、資源の有効活用や新たな価値の創造が期待できます。また、地域のつながりを深めることもできます（シェアリングエコノミー）。フリマアプリやカーシェア、民泊などが代表的なものです。

イ 地域社会の活性化と住民意識の向上

- ・ 地域への愛着や誇りが育まれ、生きがい創出にも繋がります。
- ・ 自治意識が高まり、住民間の交流が促進されます。
- ・ 地域課題の解決や文化の継承、にぎわい創出といった相乗効果が生まれます。

ウ 経済的な効果と持続可能な社会の構築

- ・ ヒト・カネ・モノ・コト*が循環することで、様々な経済効果が生じます。
- ・ 農産物販売や地域資源を活用したコミュニティビジネスにより経済循環を促進し、新たな雇用を生み出すことができます。
- ・ 市民の環境意識の向上は、次世代への環境教育にも繋がり、持続可能な社会の基盤を築きます。

6 協働の原則

(1) 相互理解と信頼関係

お互いの立場や特性を理解し、尊重し合うことで、より良い協働関係が築かれます。積極的に対話を通じて信頼関係を深めることが大切です。

(2) 自主性・自立性の尊重

活動が、自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、主体性を尊重することが重要です。

(3) 情報の公開

活動内容、評価等の透明性を保ち、お互いに公開することが求められます。これにより、市民への説明責任を果たし、信頼が深まります。

(4) 目的、課題の共有

共通の目的や解決すべき課題を明確にし、共有することが重要です。これにより、目標が定まり、効果的な事業展開が可能になります。

(5) 役割と責任の明確化

それぞれの得意分野を活かし、役割と責任を明確に分担することが大切です。これにより、依存関係を防ぎ、効率的な事業運営につながります。

(6) 活動の相互評価

活動の成果や問題点を定期的に評価し、改善しながら進めることが重要です。これにより活動が、より効果的で効率的なものになります。

7 協働を推進するうえでの課題と方策

(1) 共通の仕組みづくり

ア 課題

市民、市民活動団体*、企業、行政等協働する全員が、納得できる共通の「土台・仕組み」が必要です。お互いの立場や考え方を尊重し、対話を通じて理解を深めることが大切です。

イ 方策

(ア) 異なる分野の知識や経験を持つ人々が集まり、多角的な視点から問題をとらえ、より効果的な解決策を生み出す場や機会をつくります。

- ・ 立場を超えた話し合いによる相互理解と合意形成*
- ・ ワークショップ*や円卓会議*、プラットフォーム*（施設・オンライン）の活用
- ・ サロン等気楽に相談できる場の設置

(イ) 役割と責任を明確にして取り組みます。

- ・ 市民：課題提起、アイデア出し、企画立案、実行
- ・ 市民活動団体、企業：専門知識、技術支援、資金提供
- ・ 行政：支援、資源・情報提供、調整

(ウ) 協働の経過や成果を相互に評価する仕組みをつくります。

- ・ 自己評価・相互評価 ⇒ 意見交換 ⇒ 評価結果の公表
- ・ 評価項目：パートナーシップ*、自主・自律性、情報共有、相乗効果、役割分担、市民への効果

ウ 山武市の取り組み

(ア) 市民交流サロン

- ・ 市民活動を行う個人・団体の交流拠点を、「市役所 市民自治支援課」と「さんぶの森交流センターあららぎ館」に設置
- ・ 情報共有、活動、資料作成等の場として無料提供
- ・ さんぶの森交流センターあららぎ館内の会議室使用料を減免

(イ) みんなでつながろう！「成果報告会」in さんむ

- ・ 「市民提案型交流のまちづくり推進事業（市民提案）」と「地域まちづくり事業」の成果報告会を実施

(2) 情報提供・情報交換・情報共有

ア 課題

市民、市民活動団体、企業、行政等が、それぞれ持っている情報を出し合い、意見交換を通して「合意形成*」を図ることが大切です。

イ 方策

(ア) 活動事例の紹介や行政情報を提供します。

- ・ 先進地や市内での協働事例紹介
- ・ 国・県等の財政支援情報等の提供
- ・ 市民活動団体等の紹介及びネットワークづくりの推進
- ・ 広報広聴の強化

(イ) 「協働の効果」の見える化に取り組みます。

- ・ SNS等を活用した市民ニーズの収集、発信
- ・ 活動内容やその経過、会議録の公表
- ・ ICTを活用した情報交換研修、セミナーの開催

ウ 山武市の取り組み

(ア) 市民活動団体登録制度

- ・ 市民活動団体の情報を市に登録し、ホームページや市民交流サロン等で紹介
- ・ 情報交換ボックス・掲示板を通じた、市からの情報入手、団体間の情報交換
- ・ 国・県・企業等の活動支援情報等をメールで提供

(3) 人材育成

ア 課題

まちづくりは人づくりと言われます。協働を理解しつつ、課題を的確に捉えて活動できる人材が必要不可欠です。現状でも、多様な人材が活動していますが、多方面にわたり充足しているとは言い難い状況にあります。

イ 方策

活動参加者の底辺の拡大とともに、リーダー、スタッフ等地域や組織を担う人材の育成と確保に努めます。

- ・ 専門アドバイザーによるセミナー
- ・ 協働、ボランティア*、地域貢献等に関する青少年教育活動
- ・ リーダー、マネジメント研修
- ・ 将来を担う子ども達へ、地域貢献の意識啓発

ウ 山武市の取り組み

(ア) 協働と交流による まちづくりセミナー

- ・ 市民ニーズに応じて、年ごとにテーマや形態（講演会、ワークショップ*、講座等）を決めて開催

(イ) さんむまちづくり出前講座

- ・ 市役所各課や行政機関等の職員を講師として「行政、福祉・健康、産業、まちづくり、くらし、教育・スポーツ、防災・防犯・安全 等」の分野で実施

- ・ 無料で講師を派遣（講座によっては、オンライン受講可）
- (ウ) 大学との協働による人材育成として、インターンシップの受け入れ

（4）意識改革、地域活動支援

ア 課題

自分の住む地域に愛着や誇りをもち、地域課題を認識しつつ将来像を描き、課題を解決していこうという意識が大切です。

行政においては、地域の特色や市民活動への理解、地域課題解決への協働意識が必要です。

イ 方策

- ・ 住民自治*意識を高揚する組織（地域まちづくり協議会）の広報、設立支援
- ・ 行政職員の地域行事への参加促進
- ・ 市民と行政職員双方が参加できる研修、セミナーの実施
- ・ 協働のまちづくりに対する人的、財政的支援事業の検討、創設

ウ 山武市の取り組み

(ア) 専門家からの意見聴取

(イ) 地域まちづくり協議会の設立、活動への助言、支援

- ・ まちづくりモデル事業補助金
- ・ 地域まちづくり事業補助金

※ 「地域まちづくり協議会」は、地域の将来像を考え、地域課題解決に自ら取り組み、まちづくりを進めている市民と市民の協働団体です。「原則として市内の小学校区」を1つの単位とし、地域の総意により設立、運営されています。

※ 現在活動中の「まちづくり協議会」で、「まちづくり連絡協議会」を組織し、定期的に情報交換、合同研修会を実施しています。

(ウ) アドバイザーとして「地域まちづくり支援員」の配置

(エ) 市民活動団体*等との共催や後援を通した協働の推進

（5）資源循環

ア 課題

持続可能なまちづくりには、市民、市民活動団体、企業、大学、行政などの多様な主体が、ヒト・カネ・モノ・コト*といった資源循環を意識し、分野横断的に協働することが重要です。

イ 方策

(ア) 地域が抱える課題やニーズを把握し、まちづくりに反映させます。

- ・ アンケートやインタビュー、懇談会等の活用
- ・ 資源循環を意識した、まちづくりへの参加促進

(イ) 地域資源の有効活用を推進します。

- ・ 土地、建物、自然、歴史、文化等を活用したイベントの開催
- ・ 異なる分野の知識や経験を生かした特産品の発掘、商品化

(6) 市民の行政参画*

ア 課題

行政における政策や事業の企画、実施等に対し、市民が積極的に関わり参画できる体制を整備し、補完的な関係や新たな価値を創出していくことが必要です。

イ 方策

政策の企画立案、実施、評価の過程で、市民と行政が共に考え、実践していく「協働参画型」による市民参画の事業を推進します。

- ・ 行政各部署が抱えている課題の共有と連携方法の検討
- ・ 政策過程における市民参画(ワークショップ*、パブリックコメント*等)
- ・ 市民との協働の進め方等における意見交換（地域課題 ⇒ 話し合い ⇒ 事業・活動 ⇒ 評価・振り返り）
- ・ 市民提案事業及び行政提案事業の促進
- ・ 担当部署と市民、民間団体が協働して、事業遂行に必要な外部資金（国・県・民間団体などが公募する助成金など）の獲得を目指す

ウ 山武市の取り組み

(ア) 市民提案型交流のまちづくり推進事業（市民提案）

- ・ 市民活動団体等が企画、提案（応募）し実践
- ・ スタート・チャレンジ・交流の3部門で実施
- ・ 提案（応募）に対して、審査会承認により補助金交付
- ・ 協働参画として、審査会委員は、市民公募で決定

(イ) 政策過程におけるパブリックコメントの実施

《用語解説》

【ア行】

● N P O

N P Oとは、Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行うボランティア団体等を広く指します。これらの団体のうち、「特定非営利活動促進法（N P O法）に基づく認証を取得し、法人登記をした団体をN P O法人といいます。

● 円卓会議

参加者全員が対等な立場で意見を交換し、特定のテーマについて議論や意見交換を行う会議形式を指します。その起源は、アーサー王が円卓を囲んで騎士たちと平等に討論したという伝説に遡り、すべての意見が尊重されるという考えに基づいています。

【カ行】

● 共催、後援

共催とは、複数の人や団体が、催しの主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うことをいいます。例えば、行政が共催してイベントや講座を実施する場合、プログラムの中身や講師の人選等について、行政側も企画段階から積極的に意見を出し、当日は行政職員も運営に関わります。また、参加者が怪我をする等何らかのトラブルがあった場合には、共に責任を負うことになります。

後援とは、行政が催しの趣旨に賛同し、名義の使用を許可することをいいます。つまり、「応援している」といえます。物品の貸出等、具体的に目に見える支援は、原則として行いません。また、参加者が怪我をする等何らかのトラブルがあった場合にも、行政は責任を負いません。

● 共同

複数の人や団体が、同じ目的のために一緒に事を行ったり、同じ条件で関わったりすることです。

● グローバル化

地球規模、世界規模に広がることをさします。もともと「球体」を意味するグローブ（globe）が「地球」や「地球儀」を意味するようになり、そこから「地球規模の」という意味でも使われるようになり、さらに「全世界的な」ということを表すようになりました。日本では、1990年代半ば、バブル崩壊後に「国際経済に共通する理念」といった意味で「グローバル・スタンダード」という言葉が多用されたことから広まったと思われます。

● 合意形成

多様な意見や考えを持つ人々が話し合いや議論を通じて、共通の認識や目標を見つけ、最終的に全員が納得できる決定に至るプロセスです。

【サ行】

● 参画

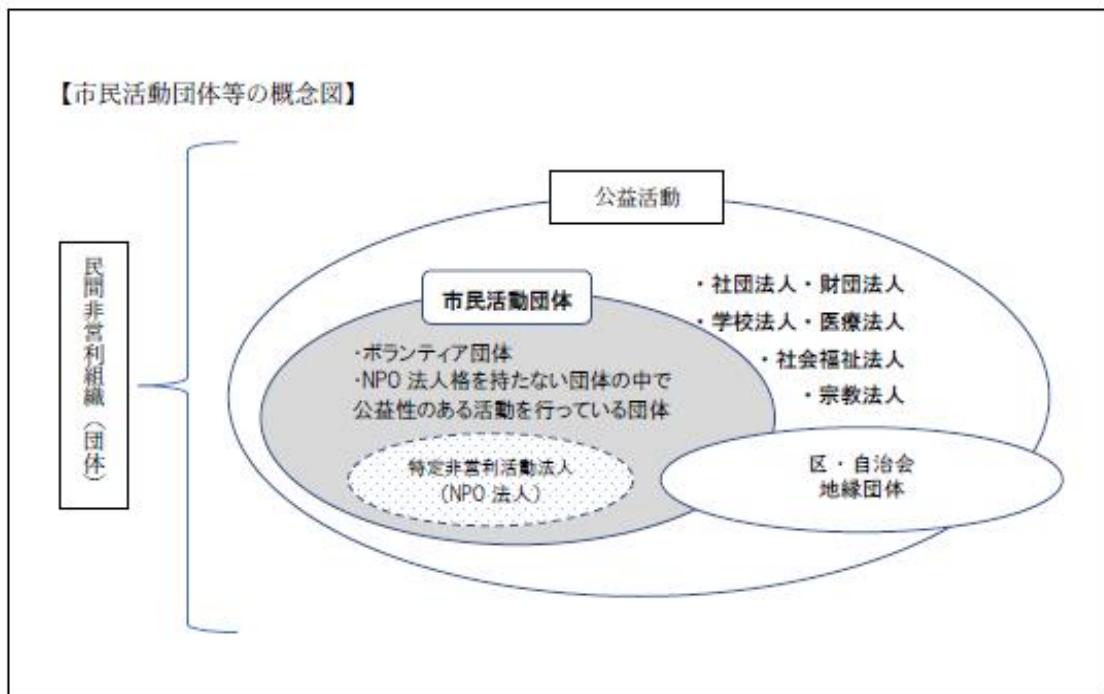
政策、事業などの計画に加わることです。

● 指定管理者制度

地方自治法の一部改正（2003年6月6日）に伴い導入された制度で、公募等によつて委託先を募り、審査と議会の議決を経て、指定された民間団体（指定管理者）に公の施設の管理を委託する制度です。これによって、営利企業のほか、社会福祉法人、NPO法人、そして法人格を持たない任意団体でも指定管理者になることが可能になりました。指定管理者になると、施設の利用料を収入とすることができます、施設の利用許可等の権限も委譲されます。指定管理者制度の導入により、サービスの向上、住民自治の拡大、人員や経費の削減等のメリットが期待されます。

● 市民活動団体

特定非営利活動法人、又はボランティア団体等の任意団体であり、市民の自発性に基づき、様々な分野で自立的、継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体をいいます。



● 住民自治

市民の意思に基づくまちづくりです。

【タ行】

● 地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯

感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自
主的に住みよくしていく地域社会です。

【ハ行】

● パートナーシップ

市民、市民活動団体、事業者、行政等それぞれの目的に応じた生活や事業等を行い、
時には、相反する関係にもなってきた主体が、環境保全やまちづくり等共通の目標・
理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のことです。

● パブリックコメント

行政が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、この案に対して広く市
民、事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政は、提出された意
見等を考慮して最終的な意思決定を行うものです。

● ヒト・カネ・モノ・コト

まちづくりにおける「ヒト・カネ・モノ・コト」は、以下の意味を持ちます。

- ・ヒト：住民、NPO、企業、大学など多様な主体。市民の知恵や工夫を結集し、
地域の担い手となる人材を育成・確保することが重要です。
- ・カネ：財源、資金、経済活動。財政運営と資金循環を促進します。
- ・モノ：土地、建物、自然、歴史、文化といった有形資産。これらを有効活用し、
地域の魅力を高めます。
- ・コト：ビジネスやイベント、プロジェクト、地域課題解決に向けた活動など。市
民による創造的な活動や、地域コミュニティを活性化させる取り組みです。
これらをバランス良く活用し、連携させることで、地域の潜在能力を引き出し、持
続可能な地域社会の実現を目指します。

● プラットフォーム

市民と団体、企業、行政をつなぎ、地域課題解決に向けた協働を促進する「場」で、
その役割としては、情報提供と共有、交流と連携の促進、担い手の育成、市民参加の
推進があります。

● ボランティア

自らの意志で社会貢献活動を行う個人をいい、公共性、自発性、先駆性、無償性
等がその活動の特徴とされています。

【ワ行】

● ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いに関わらず、だれもが
自由に意見を言いやすく形式張らないよう、工夫された会議の手法です。市民参加型
のまちづくり等で活用されます。



山武市協働のまちづくり指針

発行年月 令和 年 月

発 行 者 千葉県山武市

〒289-1392

千葉県山武市殿台 296 番地

TEL 0475-80-0151

編 集 総務部市民自治支援課